

くらしの情報

イベント情報や各種講演会など、市役所からの大切なお知らせです。詳細については各お問い合わせ先へご確認ください。

市役所 総合案内 TEL 974-3111 FAX 973-9819

国民健康保険課 ☎973-3177
1月集団健診のご案内

「サイレントキラー（沈黙の暗殺者）」ご存じですか。生活習慣病の別名です。特定健診はサイレントキラー対策です。新年を安心して過ごすためにも、1月の集団健診を受診しましょう。詳しくは、市ホームページをご覧ください。国民健康保険課事業係までお問い合わせください。

【とき】1月18日(月)、19日(火)、31日(日)
【受付時間】午前8時30分～11時
※1月31日(日)のみ午後1時30分～2時30分の受付もあり。

【対象】40歳以上の国保加入者及び後期高齢医療保険加入者

【参加するもの】こもみん3階ホール

40歳以上国保加入者

①被保険者証(特定健診受診券一体型)

②がん検診はがき

後期高齢医療保険加入者(75歳以上)
①被保険者証 ②長寿健診受診券
③がん検診はがき

地域包括支援センター

☎973-5112

「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります！

介護予防サービスの仕組みが変わります。

介護予防訪問介護(ヘルパー派遣)と介護予防通所介護(デイサービス)が市の事業になります。

★介護保険法が改正され、市では平成28年3月より介護予防・日常生活支援総合事業を開始します。

今まで要支援1・2の方が利用していた介護予防訪問介護(ヘルパー派遣)と介護予防通所介護(デイサービス)を市の事業として提供することになります。

★介護保険法の認定期間の開始日が平成28年3月1日以降になる方から新しい制度に変わりますが、手続きの方法については、うるま市地域包括支援センター、または担当介護支援専門員(ケアマネージャー)へご確認ください。

(市から要支援認定更新手続きのお知らせを送付します。その中に総合事業のご案内を同封いたしますので、内容をご確認下さい。また、総合事業の詳細につきましては、市ホームページに掲載予定のページをご覧ください)

高齢者の「障害者控除対象者認定書」及び「おむつ代の医療費控除の証明書」の発行について

障害者控除対象者認定書について

介護保険の要介護認定を受けている方のうち、身体障害者又は知的障害者に準ずる者として障害者控除対象者に認定された場合に、障害者控除対象者認定書を発行します。所得税や市・県民税の申告をするときに、この認定書を添付すると、本人又はその扶養者が障害者控除又は特別障害者控除を受けることができます。

【対象者】65歳以上の要介護認定者で、身体障害者、知的障害者に準ずる方、又はその人を扶養している方。

※「すでに身体障害者手帳等で控除を受けている方」は、該当しません。

【控除の区分】①障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がA又は認知症高齢者自立度がⅡ)。

②特別障害者控除(要介護認定結果において、障害高齢者自立度がB、C又は認知症高齢者自立度がⅢ、Ⅳ、M)。

おむつ代の医療費控除の証明書について

介護保険の要介護認定を受けている方で、所得税や市・県民税の申告でおむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方は、「おむつ使用証明書」に代えて、市が発行する「証明書」を使用することができます。

【対象者】次の条件をすべて満たす場合に「証明書」を発行します。

①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方

※1年目は医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。

②要介護認定時に主治医から提出していただいた意見書で、寝たきり状態(寝たきり度B1～C2)にあり、尿失禁の発生可能性があることを確認できる方。

【申請手続き】介護長寿課窓口にて、申請書(※申請者印、対象者印必要)に必要な事項を記入のうえ、介護保険被保険者証を添えて申請してください。



【お問い合わせ】介護長寿課 973-3208